DISCLOSURE 2025

佐賀西信用組合の現況

佐賀西信用組合

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和６年度第72期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

当組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

令和７年７月

佐賀西信用組合
理事長　井上　英夫

当組合のあゆみ（沿革）

■昭和28年12月／　藤津信用組合として藤津郡鹿島町（現鹿島市）で業務開始、太良及び塩田支店を順次開設
■昭和31年７月／　国民生活金融公庫（現㈱日本政策金融公庫）代理店として業務開始
■昭和43年11月／　本店新築（鹿島市大字高津原4369番地１）
■昭和50年10月／　藤津信用組合と有明信用組合が合併し、佐賀西信用組合と改称、新理事長に田中　豊（藤津信組理事長）が就任
■昭和51年11月／　有田支店開設　12店舗となる
■昭和56年９月／　自営のオンライン稼働
■昭和57年５月／　田中　豊理事長退任、新理事長に髙森梧朗専務が就任
■昭和60年２月／　現金自動取引機（ATM）設置（12ヶ店）
■平成７年11月／　電算機の更新　日本ユニシス㈱製 A14-D11システム
■平成９年５月／　塩田支店新築
■平成10年12月／　有明支店新築移転
■平成11年６月／　髙森梧朗理事長退任し会長へ、新理事長に一ノ瀬哲夫が就任
■平成12年６月／　髙森梧朗会長は、代表理事会長を退任し非常勤理事会長に就任
■平成13年６月／　白川秀樹監事が、員外監事に就任
■平成14年７月／　自営のオンラインから SKC（全国信組共同センターシステム）に加盟し、共同システムに移行
■平成15年11月／　創立50周年記念行事を開催
■平成16年６月／　浜支店を浜出張所に変更
■平成17年４月／　「監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）」および「常勤監事」を選任
■平成17年12月／　大町支店を大町出張所に変更
■平成19年９月／　佐賀県内の手形交換所が統合
■平成20年８月／　浜出張所を無人機械化店舗（店外 ATM）に変更、大町出張所を武雄支店に店舗統廃合
■平成22年６月／　浜無人機械化店舗（店外 ATM）閉鎖
■平成22年７月／　太良支店新築
■平成22年７月／～８月　全店オンライン端末機、現金自動取引機（ATM）を新機種に更改
■平成22年８月／　嬉野支店新築
■平成23年６月／　一ノ瀬哲夫理事長退任、新理事長に栢森久専務理事が就任
■平成24年１月／　個人向け国債の募集取扱い開始
■平成24年12月／　経営革新等支援機関の認定を受ける
■平成25年２月／　「でんさいネット」サービスを開始
■平成25年12月／　創立60周年祝賀パーティーを開催
■平成28年５月／　伊万里支店新築移転
■平成30年７月／～８月　全店オンライン端末機、現金自動取引機（ATM）を新機種に更改
■令和３年６月／　栢森久理事長退任し会長へ、新理事長に井上英夫専務理事が就任
■令和３年10月／　有明支店を白石支店へ移転統合
■令和５年８月／　有田支店を武雄支店へ移転統合
■令和６年11月／　本部本店営業部新築移転

事業の組織

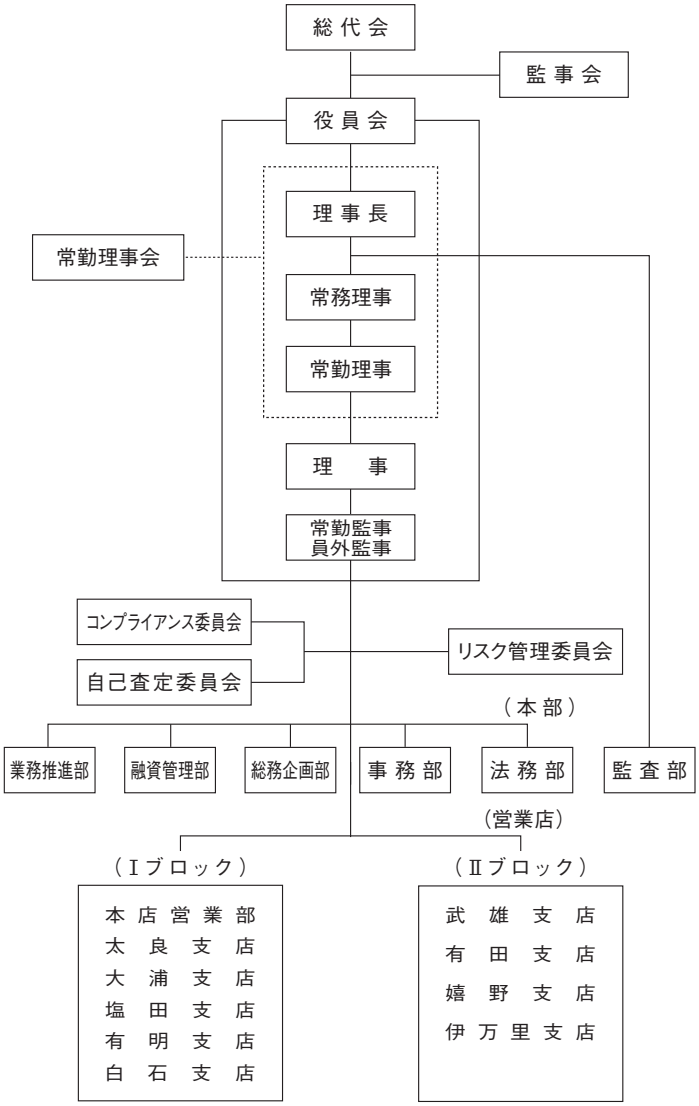

役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）令和７年６月30日　現在

理事長／井上　英夫　　常務理事／大﨑　正俊　　常務理事／尾﨑　和久
常勤理事／吉田　邦博　　理　事／土井　敏行(※)　　理　事／愛野　時興(※)
理　事／森　孝一(※)　　理　事／北村　和博(※)　　理　事／森田　正孝(※)
理　事／渕上　達也
常勤監事／国広　和成　　員外監事（公認会計士）／白川　秀樹(※)

◎当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

事業方針

■経営理念

- 地域経済の発展に寄与する金融機関を目指し、健全経営に徹する。
- 地域内の中小企業や勤労者の資金の円滑化に寄与し、地域社会の発展に貢献する。

■経営方針

1．経営基盤の拡充・強化

当組合が地域社会および地域内の顧客のニーズに応え、地域に欠かせない金融機関としての確固たる地位を築くため、特性を遺憾なく発揮し、経営基盤をより一層拡充・強化する。

2．健全性の確保と経営体質の強化

健全経営に徹するため、リスク管理を強化し、経営の健全性を確保する。また、経営体質の強化を目指し、経営体制全般の再構築を図り、合理化・効率化に努める。

3．人材の育成

地域社会および取引先の多様なニーズに適切に応えるため、優秀な人材を確保し、職員の資質の向上を図る。

令和６年度　経営環境・事業概要

（事業の方針）

令和６年度も「経営基盤の拡充・強化」、「健全性の確保と経営体質の強化」及び「人材の育成」の３つの経営方針の下、①地域のお客様との「共存共栄」、②コンプライアンスの徹底とリスク管理の強化による経営の健全性と合理化・改善、③研修会への派遣や勉強会の充実による人材の育成に努め、役職員一丸となり業務運営に努めました。

（金融経済環境）

令和６年度の国内経済は、春闘での賃上げが1991年以来の高水準となり、労働者の所得環境が改善する中、インバウンドによる外国人旅行者の消費増などもあり、緩やかに景気の持ち直しが続いておりましたが、高水準で続く米などの物価の高騰が個人消費を冷え込ませることに繋がっており、企業が今後も物価上昇を上回るペースで息切れせずに賃上げを実行していけるかどうかについては、予断を許さない状況となるなど、先行き不透明な状況が続いております。

一方、日本銀行は３月のマイナス金利解除に続いて、７月の金融政策決定会合で利上げを行い、更に１月に追加利上げを行うなど、金利がある世界が現実味を増しつつあります。

こうした中、米国ではトランプ氏が大統領に就任し、矢継ぎ早に大統領令を発し、相互関税の発動などで世界経済を大混乱に陥れています。

さて、我々が営業基盤とする地域においては、人手不足がより一層深刻になり、外国人の雇用が広がりつつあります。経済活動においては、インバウンドにより好調な業種もみられるものの、多くの事業者では、資材や原料費の高騰による業績への悪影響は続いており、地域金融機関としての当組合の役割はますます重要になって来ています。

このような経営環境下ではありますが、引き続き地域密着を進め、地元住民から頼りにされる信用組合を目指して参ります。

（業　　績）

このような状況の中、当期末の預金・積金残高につきましては、前期比585百万円増の72,544百万円となりました。貸出金残高につきましては、同比721百万円増の37,196百万円となりました。

損益面では、経常収益は、その他経常収益のうち貸倒引当金戻入益が減少したものの、貸出金利息等の資金運用収益が同比24百万円増加したため、同比２百万円増加し1,063百万円となりました。

経常費用は、預金利息及び本店新築に伴う物件費の増加により同比90百万円増加し、979百万円となりました。

この結果、経常利益は83百万円（同比87百万円減）、当期純利益は68百万円（同比59百万円減）となり、減収減益となりました。

（事業の展望及び課題）

令和７年度は、米国のトランプ大統領の政策の影響を受けながら、引き続き金利上昇を探る動きが続くと見込まれ、状況に応じた適切な資金運用をより一層求められる局面が随所に出てくると想定しています。

このような中で、信用組合は、顧客一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなサービスを提供し、地域経済の活性化や地域社会に貢献していくことが求められます。

当組合においては、地域とともに生きる協同組織の金融機関として、苦境に陥っている中小企業・小規模事業者及び生活者に対し、金融仲介機能を十分に発揮するとともに、より一層の金融サービスの向上に取組んでいく所存であります。

総代会について

■総代会の仕組みと機能

信用組合は、中小企業等協同組合法第55条に基づき、組合の最高意思決定機関として組合員全員で構成する総会を設けることとなっております。
また、同法により組合員数が200人を超える場合は、定款の定めにより総会に代わる総代会を設けることができるものとなっております。
当組合では、定款の定めにより総会に代わる総代会を設けております。
総代会の議決事項には、出席者の議決権の過半数で決する普通議決と、総代総数の半数以上が出席しその議決権の３分の２以上の多数をもって議決する特別議決があります。主な普通議決事項には、理事・監事の選任及び解任、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、役員の報酬、事業の譲受け、会計監査人の選任及び解任などがあり、主な特別議決事項には、定款の変更、組合の解散、合併、事業の譲渡、組合員の除名などがあります。

■総代の役割

総代会は、組合員のうちから選挙により選出された総代でこれを組織します。総代は、組合員の地域別の代表として、組合の最高意思の決定に参加することになります。現在、当組合の総代定数は100人以上130人以内、任期は３年となっております。

■総代の選出方法

総代の選出は、当組合の定款並びに総代選挙規程に基づいて行われております。選挙期日は理事長が決定し、選挙者名簿を確定します。選挙区ごとの総代定数等は理事会において定め、総代に立候補する方はその旨を理事長に届け出ます。総代候補者がその選挙区における総代の定数を超える場合は、組合員は選挙期日に投票所において所定の投票用紙をもって投票し、当選者を決定します。

■総代会の決議事項等の議事概要

第72期通常総代会が、令和７年６月20日午後２時より、本店３階で開催されました。当日は総代109名のうち、出席66名、（うち委任状による代理出席40名）のもと、下記の報告事項および議案事項が付議され、原案通りに全議案が可決・承認されました。

報告事項

(1)　第72期（令和６年４月１日から令和７年３月31日）事業報告、貸借対照表、損益計算書報告の件（会計監査人及び監事の監査結果報告）
(2)　店舗の統廃合について

議案事項

第１号議案　第72期　剰余金処分案承認の件
第２号議案　第73期　事業計画及び収支予算案承認の件
第３号議案　任期満了に伴う役員改選の件
第４号議案　退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
第５号議案　所在不明組合員の除名の件

■総代会の選挙区・定数・総代数・総代氏名・属性別構成比

総代総数　108名（令和７年６月30日現在）

経営内容

反社会的勢力に対する取組み

佐賀西信用組合は、反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定め遵守します。

(1) 反社会的勢力による不当要求に対して、理事長以下組織全体として対応するとともに、対応する職員の安全を確保するための体制を整備します。
(2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
(3) 公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
(4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
(5) いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

当組合は、各種預金規定、信用組合取引約定書等に「暴力団排除条項」を盛り込み、警察、暴追センター、弁護士等と連携して反社会的勢力との関係遮断のための取組みを行っております。

各預金申込書等に「反社会的勢力ではないことの表明、確約に関する同意」を頂いておりますので、お客様にはこの取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い致します。

なお、依然として増加傾向にある、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に向けて、窓口等で特にご高齢のお客様に対しては、高額の払出しや振込みについてのお尋ねやアンケートを実施する等、警察と連携して声掛けを行っておりますので、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

法令等遵守態勢

法令等遵守（コンプライアンス）とは、役職員が法令、諸規則、社会諸規則等を遵守し、企業倫理に反することなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。

金融システム改革により、金融機関の業務は一段と多様化・高度化する一方で、経営上のリスクも急速に増加しています。金融機関には、自己責任原則に基づく経営と法令等遵守は勿論のこと、業務運営の透明性をより高めながら自ら社会的責任と公共的使命を果たしていくことが強く求められています。

当組合としても、法令等遵守を経営上の最重要課題の一つであると位置付け、理事長をはじめとした経営陣が、コンプライアンス基本方針のもと、企業倫理の確立および法令やルールの厳格な遵守、すなわちコンプライアンスを組織全体に浸透させ、役職員一丸となって不祥事の防止に努め、当組合の社会的責任と公共的使命を十分認識し、法令やルールの遵守を心掛けるように努めています。

なお、コンプライアンスの実践については、毎年策定しているコンプライアンス・プログラムに基づき実施しており、コンプライアンス委員会がプログラムの進捗状況を管理しています。

コンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

健全経営のもと、中小零細企業者及び勤労者の金融の円滑化に努め、また、お客様（組合員の方々）へのサービスの向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2. 信頼の確保

各種法令、規則を遵守し、誠実、公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3. 経営の透明性の確保

組合員の皆様、地域社会並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

4. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。

利益相反管理方針

（本方針の目的）

第１条　当組合は当組合が行う業務において、顧客との利益相反取引を適切に管理し、顧客の利益が不当に害されることがないよう、適切な取組みを行う態勢を確保することを目的に本方針を制定する。

（統括部署）

第２条　当組合はコンプライアンス統括部署を「利益相反管理統括部署」とし、利益相反管理統括部署は、当組合における利益相反取引にかかる情報を集約・管理するものとする。
利益相反管理統括部署の長は法務部長とし、営業部門から独立する。

（範囲）

第３条　当組合が利益相反管理の対象とする範囲は、当組合のみとする。

（利益相反取引の特定）

第４条　当組合において、利益相反管理の対象となる取引（以下「対象取引」）とは、顧客の利益を不当に害する可能性が高い利益相反取引をいい、顧客との取引が対象取引に該当するか否かについては、利益相反管理統括部署が適切に特定を行うものとする。

（対象取引の類型化）

第５条　当組合において、対象取引とは「当組合と顧客」及び「顧客と他の顧客」の各々について、以下の取引を指すものとする。
(1) 利害対立型取引
(2) 利害競争型取引
(3) 情報利用型取引
(4) その他、上記に準じて顧客の利益を不当に害する取引

（対象取引の管理方法）

第６条　当組合において、前条に定める対象取引のうち、利益相反取引が発生する場合においては、以下に記載する管理方法を選択するか、又は複数を組み合わせて選択することにより、利益相反取引を適切に管理するものとする。
(1) 部門の分離（情報共有先の制限）
(2) 取引条件または取引方法の変更
(3) 一方の取引の中止
(4) 利益相反事実の顧客への開示（同意）

（検証体制）

第７条　当組合は、利益相反管理統括部署において、定期的に又は必要に応じて利益相反管理態勢の検証を行い、検証結果に基づき、利益相反管理のための適切な措置を講じるものとする。

（研修・教育）

第８条　当組合は、役職員に対して、利益相反管理に係る研修・教育を継続的に実施し、利益相反管理に係る意識の向上に努めるものとする。

経理・経営内容

貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	
（資産の部）	令和５年度	令和６年度
現金	**966,324**	**945,841**
預け金	**17,395,618**	**14,994,075**
有価証券	**22,299,303**	**22,977,068**
国債	4,902,270	5,559,205
社債	16,199,550	16,262,010
株式	109,621	116,212
その他の証券	1,087,862	1,039,641
貸出金	**36,474,580**	**37,196,571**
割引手形	402,249	134,522
手形貸付	1,273,887	1,706,391
証書貸付	33,368,439	33,929,778
当座貸越	1,430,004	1,425,878
その他資産	**776,351**	**829,447**
未決済為替貸	5,081	3,614
全信組連出資金	567,400	567,400
前払費用	12	—
未収収益	91,190	99,034
その他の資産	112,668	159,398
有形固定資産	**802,916**	**1,205,505**
建物	187,101	878,009
土地	273,522	273,104
リース資産	3,238	—
建設仮勘定	300,030	—
その他の有形固定資産	39,023	54,392
無形固定資産	**2,243**	**2,061**
ソフトウェア	386	203
その他の無形固定資産	1,857	1,857
繰延税金資産	**48,161**	**66,834**
債務保証見返	**63,281**	**137,654**
貸倒引当金	**△ 609,546**	**△ 612,049**
（うち個別貸倒引当金）	（△ 591,541）	（△ 593,558）
資産の部合計	**78,219,235**	**77,743,011**

科目	金額	
（負債の部）	令和５年度	令和６年度
預金積金	**71,959,983**	**72,544,999**
当座預金	231,216	308,944
普通預金	22,819,125	23,370,119
通知預金	42,906	11,215
定期預金	45,707,423	45,883,722
定期積金	2,938,769	2,636,997
その他の預金	220,543	333,998
その他負債	**180,177**	**124,157**
未決済為替借	15,074	8,614
未払費用	37,294	47,064
給付補填備金	1,163	620
未払法人税等	28,466	27,749
前受収益	18,058	23,358
払戻未済金	2,733	2,251
リース債務	3,238	—
その他の負債	74,149	14,499
賞与引当金	**33,923**	**29,272**
退職給付引当金	**61,515**	**66,899**
役員退職慰労引当金	**75,744**	**83,674**
睡眠預金払戻損失引当金	**1,000**	**1,000**
偶発損失引当金	**11,088**	**12,000**
繰延税金負債	**—**	**—**
債務保証	**63,281**	**137,654**
負債の部合計	**72,386,715**	**72,999,657**
（純資産の部）		
出資金	**250,933**	**248,682**
普通出資金	250,933	248,682
利益剰余金	**6,468,985**	**6,522,219**
利益準備金	255,925	255,925
その他利益剰余金	6,213,060	6,266,294
特別積立金	5,972,408	5,972,408
（うち経営安定化積立金）	1,300,000	1,300,000
当期未処分剰余金	240,652	293,886
組合員勘定合計	**6,719,918**	**6,770,901**
その他有価証券評価差額金	**△ 887,398**	**△ 2,027,547**
評価・換算差額等合計	**△ 887,398**	**△ 2,027,547**
純資産の部合計	**5,832,520**	**4,743,353**
負債及び純資産の部合計	**78,219,235**	**77,743,011**

（注）

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	20年～38年
そ の 他	３年～20年

4．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

5．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和４年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）の協力の下に自己査定委員会（資産査定部署）が資産査定を実施しております。
また、正常先及び要注意先債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額を計上しております。

7．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年３月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
⑴　制度全体の積立状況に関する事項（令和６年３月31日現在）

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	211,033百万円
差引額	38,382百万円

⑵　制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和５年４月～令和６年３月）
0.514％
⑶　補足説明
上記⑴の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の余剰金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は残年数８年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金６百万円を費用処理しております。
また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになっております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記⑵の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

11．破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額のうち、正常先及び要注意先債権に係るものを貸倒引当金に２百万円、破綻懸念先以下の債権に係るものを偶発損失引当金に12百万円計上しております。

12．消費税及び地方消費税の会計処理
有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

13．重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
⑴　貸倒引当金の見積り
①　計算書類に計上した金額
貸倒引当金　　612百万円
②　見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
(i)　見積りの金額の算出方法
貸倒引当金の算出方法は、６に記載しております。また、当組合は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。
なお、当事業年度は予想損失率の修正を実施しておりません。
(ii)　見積りの算出に用いた主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
(iii)　翌事業年度の計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14．金融商品の状況に関する事項
⑴　金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
⑵　金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に、債券、投資信託及び株式であり、事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
⑶　金融商品に係るリスク管理体制
①　信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②　市場リスクの管理
(i)　金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。
(ii)　価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。
このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務企画部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
(iii)　市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金及び預金積金であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間１年、過去５年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00％上昇したものと想定した場合の時価は、2,045百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15．金融商品の時価等に関する事項
令和７年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注１）参照）。
なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注

2）参照)。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	14,994	15,003	9
(2) 有価証券			
その他有価証券	22,977	22,977	—
(3) 貸出金(*1)	37,196		
貸倒引当金(*2)	△ 612		
	36,584	37,032	447
金融資産計	74,555	75,012	456
(1) 預金積金(*1)	72,544	72,273	△ 271
金融負債計	72,544	72,273	△ 271

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１） 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利等で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については15から18に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

（注２） 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	26
全信組連出資金(*1)	567
組合出資金(*2)	0
合計	593

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象としておりません。
(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する企業基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	90百万円	71百万円	18百万円
債券	1,840	1,803	36
国債	1,539	1,503	36
社債	300	300	0
その他	174	169	4
小計	2,104	2,044	59

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	19,981百万円	21,988百万円	△ 2,007百万円
国債	4,019	4,681	△ 662
社債	15,961	17,306	△ 1,344
その他	865	945	△ 80
小計	20,846	22,933	△ 2,087
合計	22,950	24,978	△ 2,027

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券の債券はありません。

19. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,394百万円	5,928百万円	4,020百万円	9,478百万円
国債	501	1,507	725	2,824
社債	1,892	4,420	3,294	6,654
合計	2,394	5,928	4,020	9,478

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権額	826百万円
危険債権額	737百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	—百万円
合計額	1,564百万円

破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更正債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないのもであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は134百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,930百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,930百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額　1,018百万円

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	575百万円
貸倒引当金	29
賞与引当金	8
減価償却の償却超過額	14
退職給付引当金	18
役員退職慰労引当金	22
その他	33
繰延税金資産小計	704
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 637
評価性引当額小計	△ 637
繰延税金資産合計	66
繰延税金資産の純額	66百万円

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
公金取扱い、為替取引のために預け金1,837百万円を担保として提供しております。

26. 出資１口当たりの純資産額　19,073円97銭

経理・経営内容

損益計算書

（単位：千円）

科目	令和５年度	令和６年度
経常収益	**1,060,835**	**1,063,752**
資金運用収益	997,323	1,021,688
貸出金利息	686,003	696,235
預け金利息	28,205	34,830
有価証券利息配当金	261,539	274,352
その他の受入利息	21,575	16,269
役務取引等収益	34,456	37,862
受入為替手数料	14,528	14,990
その他の役務収益	19,928	22,872
その他業務収益	8,871	2,198
国債等債券売却益	6,850	──
国債等債券償還益	176	5
その他の業務収益	1,844	2,192
その他経常収益	20,184	2,003
貸倒引当金戻入益	19,199	──
償却債権取立益	──	240
その他の経常収益	984	1,763
経常費用	**889,518**	**979,880**
資金調達費用	18,297	47,313
預金利息	17,554	47,054
給付補填備金繰入額	830	258
借用金利息	△ 87	──
役務取引等費用	114,079	113,067
支払為替手数料	6,471	6,737
その他の役務費用	107,607	106,330
その他業務費用	2,820	588
国債等債券償還損	2,778	588
その他の業務費用	42	──
経費	748,003	794,904
人件費	533,081	536,213
物件費	195,069	231,083
税金	19,851	27,608
その他経常費用	6,317	24,005
貸倒引当金繰入額	──	8,504
その他の経常費用	6,317	15,500
経常利益	**171,316**	**83,872**

科目	令和５年度	令和６年度
特別利益	──	──
固定資産処分益	──	──
特別損失	**6,226**	──
固定資産処分損	6,226	──
税引前当期純利益	**165,090**	**83,872**
法人税、住民税及び事業税	36,699	34,256
法人税等調整額	340	△ 18,673
法人税等合計	**37,040**	**15,582**
当期純利益	**128,050**	**68,289**
繰越金（当期首残高）	**112,601**	**225,596**
当期末処分剰余金	**240,652**	**293,886**

（注）
1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2．出資１口当たりの当期純利益　　269円21銭

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	令和５年度	令和６年度
当期末処分剰余金	**240,652**	**293,886**
剰余金処分額	**15,055**	**14,920**
利益準備金	──	──
普通出資に対する配当金	15,055	14,920
	（年 6%の割合）	（年 6%の割合）
特別積立金	──	──
繰越金（当期末残高）	**225,596**	**278,965**

業務粗利益及び業務純益等

（単位：千円）

科目		令和５年度	令和６年度
	資金運用収益	997,323	1,021,688
	資金調達費用	18,297	47,313
資金運用収支		979,025	974,375
	役務取引等収益	34,456	37,862
	役務取引等費用	114,079	113,067
役務取引等収支		△ 79,623	△ 75,204
	その他業務収益	8,871	2,198
	その他業務費用	2,820	588
その他の業務収支		6,051	1,609
業務粗利益		905,453	900,779
業務粗利益率		1.07%	1.11%
業務純益		169,547	110,369
実質業務純益		169,547	113,855
コア業務純益		165,299	114,438
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）		165,299	114,438

（注）
1．業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
2．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4．コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経理・経営内容

経費の内訳

（単位：千円）

項目	令和５年度	令和６年度
人件費	533,081	536,213
報酬給料手当	427,964	435,540
退職給付費用	27,181	30,353
その他	77,936	70,319
物件費	195,069	231,083
事務費	98,692	126,955
固定資産費	27,940	29,763
事業費	18,030	18,874
人事厚生費	7,653	3,352
有形固定資産償却	31,518	40,875
無形固定資産償却	212	182
その他	11,022	11,079
税金	19,851	27,608
経費合計	**748,003**	**794,904**

役務取引の状況

（単位：千円）

科目	令和５年度	令和６年度
役務取引等収益	34,456	37,862
受入為替手数料	14,528	14,990
その他の受入手数料	19,886	22,821
その他の役務取引等収益	41	51
役務取引等費用	114,079	113,067
支払為替手数料	6,471	6,737
その他の支払手数料	644	637
その他の役務取引等費用	106,963	105,693

受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

項目	令和５年度	令和６年度
受取利息の増減	9,264	24,364
支払利息の増減	△ 844	28,927

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

資金運用別構成比

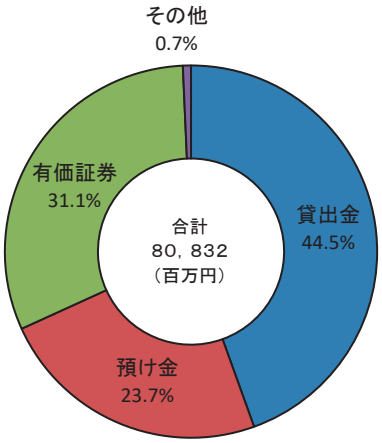

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和５年度	83,975 百万円	997,323 千円	1.18 %
	令和６年度	80,832	1,021,688	1.26
うち貸出金	令和５年度	34,964	686,003	1.96
	令和６年度	36,003	696,235	1.93
うち預け金	令和５年度	25,055	28,205	0.11
	令和６年度	19,109	34,830	0.18
うち有価証券	令和５年度	23,387	261,539	1.11
	令和６年度	25,151	274,352	1.09
うちその他	令和５年度	567	12,758	2.24
	令和６年度	567	12,758	2.24
資金調達勘定	令和５年度	78,166	18,297	0.02
	令和６年度	75,396	47,313	0.06
うち預金積金	令和５年度	78,035	18,385	0.02
	令和６年度	75,396	47,313	0.06
うち譲渡性預金	令和５年度	—	—	—
	令和６年度	—	—	—
うち借用金	令和５年度	131	△ 87	△ 0.06
	令和６年度	—	—	—

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（５年度１百万円、６年度１百万円）を控除して表示しております。

総資産利益率

（単位：%）

区分	令和５年度	令和６年度
総資産経常利益率	0.20	0.10
総資産当期純利益率	0.15	0.08

（注）総資産経常（当期純）利益率 $= \dfrac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

（単位：%）

区分	令和５年度	令和６年度
資金運用利回（a）	1.18	1.26
資金調達原価率（b）	0.96	1.10
資金利鞘（a－b）	0.22	0.15

（注）1. 資金運用利回 $= \dfrac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 $= \dfrac{\text{資金調達費用＋経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

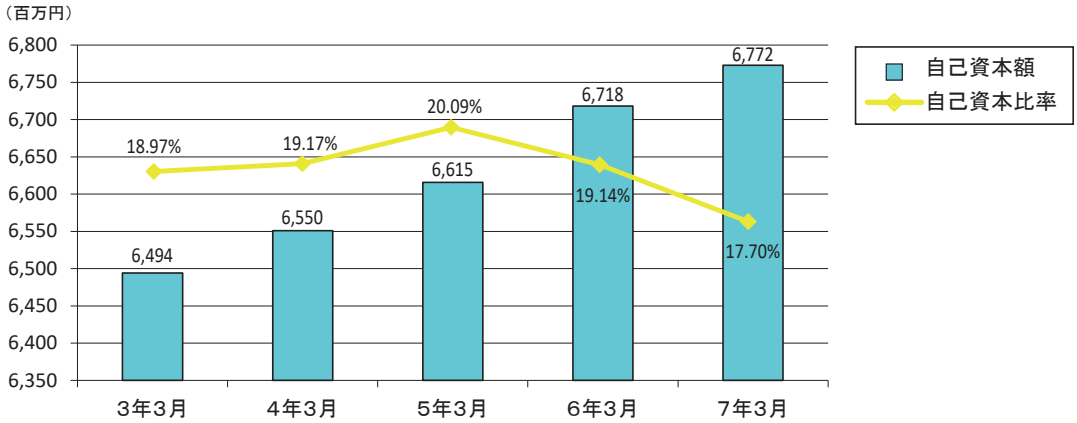

（単位：千円）

項目	令和５年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,704,862	6,755,980
うち、出資金及び資本剰余金の額	250,933	248,682
うち、利益剰余金の額	6,486,985	6,522,219
うち、外部流出予定額（△）	15,055	14,920
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15,005	18,491
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15,005	18,491
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	6,719,867	6,774,471
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,623	1,491
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るもの以外の額	1,623	1,491
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1,623	1,491
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）（ハ）	6,718,244	6,772,979
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	33,220,700	36,613,990
うち、経過措置によりリスク･アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル･リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,874,518	1,644,717
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	35,095,219	38,258,708
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	19.14%	17.70%

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

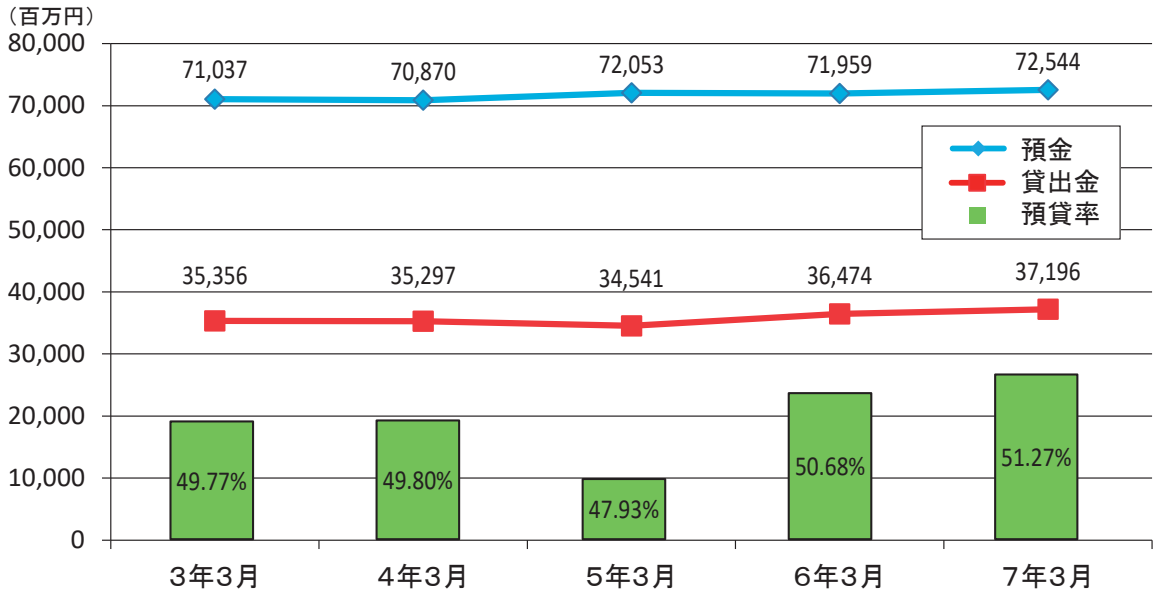

（単位：千円）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
経常収益	1,018,620	1,036,870	1,029,362	1,060,835	1,063,752
経常利益	69,333	109,796	94,436	171,316	83,872
当期純利益	50,222	69,258	79,454	128,050	68,289
預金積金残高	71,037,434	70,870,011	72,053,804	71,959,983	72,544,999
貸出金残高	35,356,125	35,297,311	34,541,962	36,474,580	37,196,571
有価証券残高	21,833,573	22,047,952	21,466,964	22,299,303	22,977,068
総資産額	81,389,892	81,026,111	79,132,475	78,219,235	77,743,011
純資産額	6,856,069	6,746,145	6,006,623	5,832,520	4,743,353
自己資本比率（単体）	18.97 %	19.17 %	20.09 %	19.14 %	17.70 %
出資総額	255,925	255,925	253,666	250,933	248,682
組合員数	15,603	15,383	14,923	14,510	14,116
うち個人	14,588	14,370	13,937	13,526	13,146
うち法人	1,015	1,013	986	984	970
出資総口数	255,925 口	255,925 口	253,666 口	250,933 口	248,682 口
出資に対する配当金	15,349	15,162	15,221	15,055	14,920
職員数	84 人	82 人	81 人	75 人	77 人

（注）１．残高計数は期末日現在のものです。
２．「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

預貸率及び預証率

（単位：%）

区分		令和５年度	令和６年度
預貸率	（期末）	50.68	51.27
	（期中平均）	44.80	47.75
預証率	（期末）	30.98	31.67
	（期中平均）	29.97	33.35

（注）１．預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}\times 100$

２．預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}\times 100$

１店舗当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

区分	令和５年度末	令和６年度末
１店舗当りの預金残高	7,195	7,254
１店舗当りの貸出金残高	3,647	3,719

（注）預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員１人当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

区分	令和５年度末	令和６年度末
職員１人当りの預金残高	959	942
職員１人当りの貸出金残高	486	483

（注）預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

その他有価証券

（単位：百万円）

項目			令和５年度			令和６年度		
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式		83	71	11	90	71	18
	債券		5,217	5,105	111	1,840	1,803	36
		国債	1,804	1,705	99	1,539	1,503	36
		社債	3,412	3,400	11	300	300	0
	その他		183	167	16	174	169	4
	小計		**5,484**	**5,344**	**139**	**2,104**	**2,044**	**59**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式		—	—	—	—	—	—
	債券		15,884	16,888	△ 1,003	19,981	21,988	△ 2,007
		国債	3,097	3,480	△ 383	4,019	4,681	△ 662
		社債	12,787	13,408	△ 620	15,961	17,306	△ 1,344
	その他		904	927	△ 23	865	945	△ 80
	小計		**16,788**	**17,815**	**△ 1,027**	**20,846**	**22,933**	**△ 2,087**
合計			**22,273**	**23,160**	**△ 887**	**22,950**	**24,978**	**△ 2,027**

（注）1．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2．「社債」には公社公団債、事業債が含まれます。
3．上記の「その他」は、投資信託等です。
4．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

項目	令和５年度	令和６年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	27	27
合計	27	27

経理・経営内容

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

（単位：百万円）

項　　目	令和５年度	令和６年度
外国為替売買益	──	──
商品有価証券売買益	──	──
国債等債券売却益	6	──
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	──	──
その他の業務収益	1	2
その他業務収益合計	**8**	**2**

資金調達

預金種目別平均残高

（単位：百万円、%）

種　　目	令和５年度末		令和６年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
流動性預金	22,890	29.3	23,474	31.1
定期性預金	55,144	70.7	51,921	68.9
譲渡性預金	──	──	──	──
その他の預金	──	──	──	──
合　　計	**78,035**	**100.0**	**75,396**	**100.0**

地域別預金平均残高比率

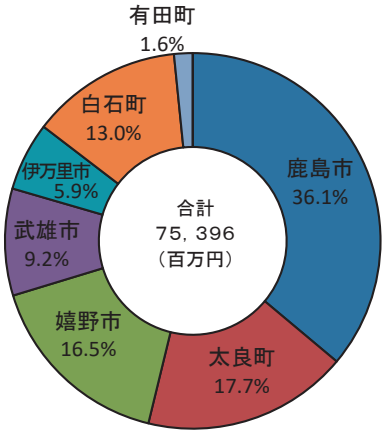

定期預金種類別残高

（単位：百万円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末
固定金利定期預金	45,707	45,883
変動金利定期預金	──	──
その他の定期預金	──	──
合　　計	**45,707**	**45,883**

預金者別構成比

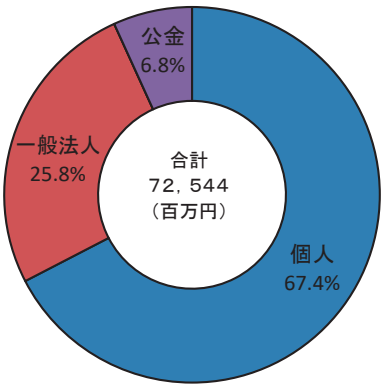

預金者別預金残高

（単位：百万円、%）

区　　分	令和５年度末		令和６年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
個　　人	49,049	68.2	48,922	67.4
法　　人	22,910	31.8	23,622	32.6
一般法人	17,423	24.2	18,681	25.8
金融機関	──	──	0	0.0
公　　金	5,486	7.6	4,941	6.8
合　　計	**71,959**	**100.0**	**72,544**	**100.0**

資金運用

貸出金種類別平均残高 （単位：百万円、%）

貸出金種類別構成比

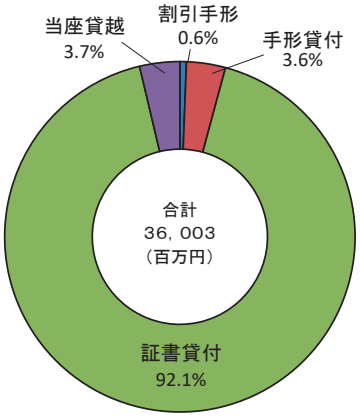

地域別貸出金平均残高比率

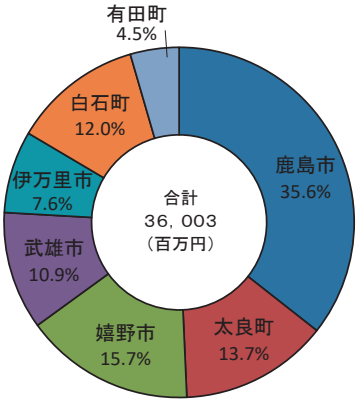

科目	令和５年度		令和６年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	372	1.1	213	0.6
手形貸付	1,133	3.2	1,290	3.6
証書貸付	32,381	92.6	33,172	92.1
当座貸越	1,077	3.1	1,327	3.7
合計	**34,964**	**100.0**	**36,003**	**100.0**

有価証券種類別平均残高 （単位：百万円、%）

有価証券種類別構成比

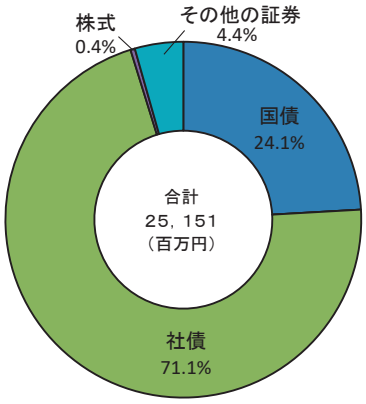

区分	令和５年度		令和６年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	5,184	22.2	6,054	24.1
地方債	—	—	—	—
社債	17,013	72.7	17,892	71.1
株式	98	0.4	98	0.4
その他の証券	1,091	4.7	1,106	4.4
合計	**23,387**	**100.0**	**25,151**	**100.0**

（注）当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

貸倒引当金の内訳 （単位：百万円）

項目	令和５年度		令和６年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	15	△ 8	18	3
個別貸倒引当金	594	△ 12	593	0
貸倒引当金合計	**609**	**△ 20**	**612**	**2**

（注）当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 （単位：百万円、%）

区分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和５年度末	178	0.5	—
	令和６年度末	151	0.4	—
有価証券	令和５年度末	—	—	—
	令和６年度末	—	—	—
動産	令和５年度末	113	0.3	—
	令和６年度末	112	0.3	—
不動産	令和５年度末	7,020	19.2	21
	令和６年度末	7,679	20.7	118
その他	令和５年度末	—	—	—
	令和６年度末	—	—	—
小計	**令和５年度末**	**7,312**	**20.0**	**21**
	令和６年度末	**7,943**	**21.4**	**118**
信用保証協会・信用保険	令和５年度末	7,296	20.0	—
	令和６年度末	6,929	18.6	—
保証	令和５年度末	20,637	56.6	40
	令和６年度末	20,836	56.0	17
信用	令和５年度末	1,229	3.4	—
	令和６年度末	1,486	4.0	—
合計	**令和５年度末**	**36,474**	**100**	**61**
	令和６年度末	**37,196**	**100**	**136**

有価証券種類別残存期間別残高 （単位：百万円）

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの
国債	令和５年度末	—	1,037	554	3,309	—
	令和６年度末	501	1,507	725	2,824	—
社債	令和５年度末	1,801	4,182	3,063	7,152	—
	令和６年度末	1,892	4,420	3,294	6,654	—
株式	令和５年度末	—	—	—	—	109
	令和６年度末	—	—	—	—	116
その他の証券	令和５年度末	—	—	—	—	1,087
	令和６年度末	—	—	—	—	1,039
合計	**令和５年度末**	**1,801**	**5,220**	**3,617**	**10,461**	**1,197**
	令和６年度末	**2,394**	**5,928**	**4,020**	**9,478**	**1,155**

（注）「社債」には、公社公団債、事業債が含まれております。

貸出金償却額 （単位：百万円）

項目	令和５年度末	令和６年度末
貸出金償却額	—	—

貸出金金利区分別残高 （単位：百万円）

区分	令和５年度末	令和６年度末
固定金利貸出	21,155	21,131
変動金利貸出	15,319	16,065
合計	**36,474**	**37,196**

消費者ローン・住宅ローン残高 （単位：百万円、%）

区分	令和５年度末		令和６年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	2,215	27.6	2,289	28.8
住宅ローン	5,808	72.4	5,666	71.2
合計	**8,023**	**100.0**	**7,955**	**100.0**

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

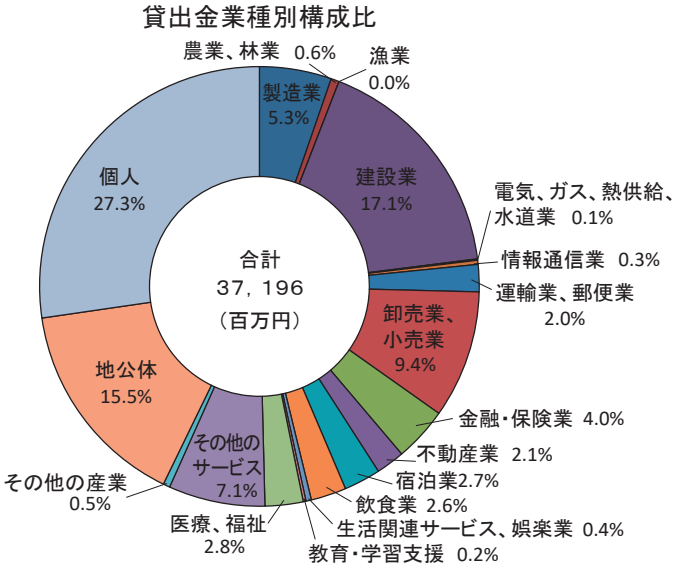

貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

区分	令和５年度末		令和６年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	24,801	68.0	24,816	66.7
設備資金	11,673	32.0	12,379	33.3
合計	**36,474**	**100.0**	**37,196**	**100.0**

（単位：百万円、%）

業種別	令和５年度		令和６年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,953	5.4	1,982	5.3
農業、林業	216	0.6	207	0.6
漁業	14	0.0	12	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6,263	17.2	6,373	17.1
電気、ガス、熱供給、水道業	41	0.1	33	0.1
情報通信業	126	0.3	101	0.3
運輸業、郵便業	769	2.1	725	1.9
卸売業、小売業	3,782	10.4	3,478	9.4
金融業、保険業	1,500	4.1	1,500	4.0
不動産業	700	1.9	795	2.1
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	863	2.4	983	2.6
飲食業	991	2.7	961	2.6
生活関連サービス業、娯楽業	155	0.4	155	0.4
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	640	1.8	1,025	2.8
その他のサービス	2,429	6.7	2,653	7.1
その他の産業	262	0.7	282	0.7
小計	**20,711**	**56.8**	**21,271**	**57.2**
地方公共団体	5,604	15.4	5,762	15.5
個人（住宅・消費・納税資金等）	10,158	27.8	10,161	27.3
合計	**36,474**	**100.0**	**37,196**	**100.0**

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

不良債権比率・不良債権額の推移

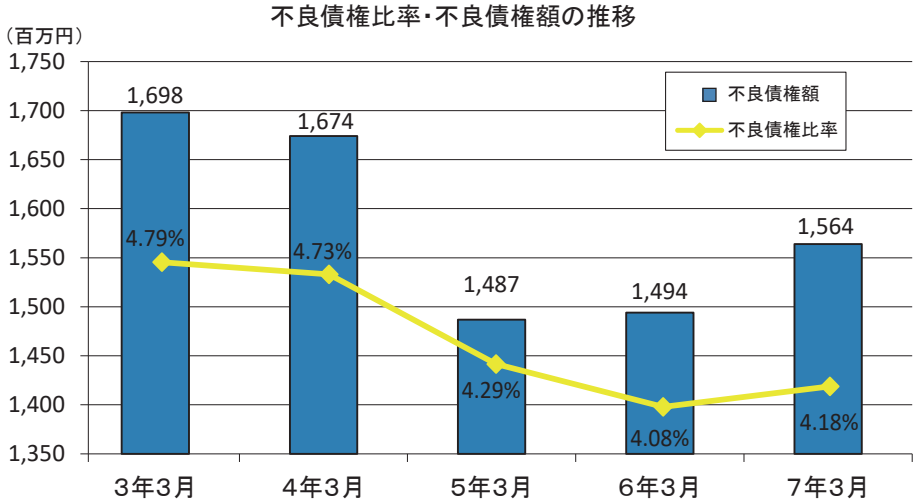

金融再生法開示債権構成比

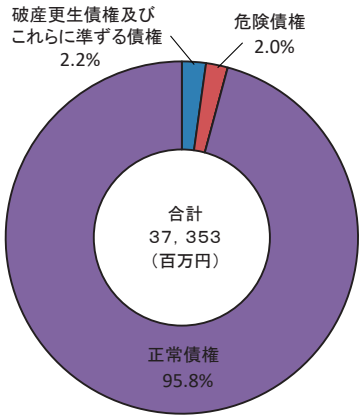

（単位：百万円、%）

区分			残高（A）	担保・保証額（B）	貸倒引当金（C）	保全率（B+C）／（A）	引当率（C）／（A-B）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		令和５年度	850	352	498	100.0	100.0
		令和６年度	826	336	489	100.0	100.0
危険債権		令和５年度	612	516	96	100.0	100.0
		令和６年度	737	633	103	100.0	100.0
要管理債権		令和５年度	31	31	—	100.0	100.0
		令和６年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和５年度	25	25	—	100.0	100.0
		令和６年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和５年度	5	5	—	100.0	100.0
		令和６年度	—	—	—	—	—
小計		令和５年度	1,494	899	594	100.0	100.0
		令和６年度	1,564	970	593	100.0	100.0
正常債権		令和５年度	35,066				
		令和６年度	35,788				
合計		**令和５年度**	**36,560**				
		令和６年度	**37,353**				

（注）１．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
２．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（１に掲げるものを除く。）です。
３．「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
４．「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（１及び２に掲げるものを除く。）です。
５．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（１、２及び４に掲げるものを除く。）です。
６．「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（１、２及び３に掲げるものを除く。）です。
７．「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
８．「貸倒引当金」には、一般貸倒引当金を除いて計上しております。
９．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10．金額は決算後（償却後）の計数です。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。
また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。
当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

１．個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では法等で認められる場合のほか利用いたしません。
また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。
なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

２．個人情報の適正な取得について

当組合では、上記１．で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第２条第３項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

３．個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

４．個人データの委託

当組合は、上記１．の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行ないます。

(1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

５．個人データの共同利用

当組合は、上記１．の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

６．個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。
また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。
当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記８．のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
(2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
(3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
(4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
(5) 個人データを取り扱う区域において、持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
(6) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

７．お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
(2) 訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
(3) 利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。
(4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店の窓口までお申出ください。

８．ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務企画部　TEL　0954－62－9966　FAX　0954－62－9967　eメール　saganisi@po.saganet.ne.jp

経営内容

報酬体系について

対象役員
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

（単位：百万円）

区　分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　事	39	45
監　事	7	9
合　計	47	54

注１．上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第４号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
注２．支払人数は、理事10名、監事２名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年３月29日付金融庁告示第23号）第３条第１項第３号及び第５号に該当する事項はありません。

経営内容

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様に、より一層のご満足をいただけるよう、苦情等相談窓口を設け、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引のある営業店または、以下の相談窓口にお気軽にお申し出ください。
※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

受付窓口	総務企画部（さがにし苦情等相談窓口）
電話番号	0954-62-9966
住所	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原 3770-1
受付日	月曜日～金曜日 （土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9：00 ～ 17：00

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合苦情等相談窓口へご相談ください）。

受付窓口	一般社団法人　全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
電話番号	03-3567-2456
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5 （全国信用組合会館内）
受付日	月曜日～金曜日 （土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9：00 ～ 17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会または福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。
また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。
なお、仲裁センター等では、東京または福岡以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京または福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京または福岡の弁護士会の斡旋人と東京または福岡以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京または福岡を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的には仲裁センター等にご照会ください。

名称	東京弁護士会　紛争解決センター	第一東京弁護士会　仲裁センター	第二東京弁護士会　仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金（除　祝日、年末年始） 9 ：30 ～ 12：00 13：00 ～ 15：00	月～金（除　祝日、年末年始） 10：00 ～ 12：00 13：00 ～ 16：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9 ：30 ～ 12：00 13：00 ～ 17：00

名称	福岡県弁護士会　天神弁護士センター	福岡県弁護士会　北九州法律相談センター	福岡県弁護士会　久留米センター
住所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 5-14-12	〒803-0816 北九州市小倉北区金田 1-4- 2	〒830-0021 久留米市篠山町 11-5
電話	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日時間	月～金（除　祝日、年末年始） 10：00 ～ 19：00 土・日・祝 10：00 ～ 13：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9 ：30 ～ 12：30 13：30 ～ 15：30	月～金（除　祝日、年末年始） 10：00 ～ 11：30 13：00 ～ 16：00

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1．お客様からの苦情等については、本支店またはさがにし苦情等相談窓口で受け付けます。
2．お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3．苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4．お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
5．紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することとします。
6．顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務企画部が一元的に管理します。
7．反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8．苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9．苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

経営内容

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、当組合の業務に内在する各リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えてその総体的なリスクを当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照し経営体力（自己資本）の範囲内に抑制することです。

具体的には、自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等が全て顕在化した場合でも十分な経営体力（自己資本）を維持できるか管理することになります。

当組合では、リスク管理委員会のもと統合的リスク管理の充実を目指して「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を制定し、各々のリスク管理所管部署を定めるとともに、リスク管理統括部署を設置して主要リスクの把握及び適正なリスク管理に努め、業務の健全性の確保に取り組んでいます。

リスク管理体制

―― 定性的事項 ――

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要（令和６年度末現在）

発行主体	佐賀西信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	248百万円

自己資本につきましては、当組合が内部留保として積み立てているものと、地域のお客様による出資金にて調達しております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTeir1比率の状況についても、国内基準である４％を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

また、当組合は、各エクスポージャーが一分野に集中することなくリスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も逓減しており、ほとんど依存しておりません。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の経営悪化や倒産などにより、貸出金などの元本や利息が回収できなくなることによって損失を被るリスクです。
リスク管理の方針および管理体制	自己査定の債務者区分および分類結果に基づいてリスクを適正に把握し、適正なポートフォリオ管理等に反映させることをリスク管理の基本方針としております。 信用リスクを当組合が管理すべき最重要リスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
評価・計測	信用リスクの評価につきましては、信用格付制度を導入し、また、厳格な自己査定を実施しております。 また、毎月開催しているリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、定期的あるいは必要に応じて経営陣に対する報告態勢を整備しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他の要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債務額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金の破綻懸念先については、未保全額とキャッシュフローによる回収可能性を控除した額を予想損失額として算出しており、実質破綻先及び破綻先は、未保全額を予想損失額として算出しております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用している適格格付機関は以下の４つの機関を採用しております。

- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- 株式会社格付投資情報センター（R＆I）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S＆P）

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関はありません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。
また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。
なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当組合が損失を被るリスク及び当組合自らが「オペレーショナルリスク」と定義したリスクのことです。
リスク管理の方針および管理体制	特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり「事務リスク管理規程」に基づき、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。 システムリスクについては、「システムリスクマニュアル」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。 その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティポリシーの整備、さらには各種商品に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理体制整備に努めております。
評価・計測	リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当組合は、基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	当組合における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、および出資金が該当します。
リスク管理の方針および管理体制	上場株式においては、時価評価等によりリスク計測を行っており、リスク管理委員会で協議するなど適切なリスク管理に努めております。 非上場株式に関しては、「有価証券運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っており、出資金に関しては、「自己査定基準」に基づき、適正な運用・管理を行っております。 また、リスクの状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施しており、その状況については、経営陣への報告を行うなど、適正なリスク管理につとめております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金利または期間のミスマッチや金利の変動により利益が減少または損失が発生するリスクです。
リスク管理の方針および管理体制	「市場リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会をミドルオフィス（リスク管理担当）とし、フロントオフィス（運用担当）及びバックオフィス（事務管理担当）を分離し、常勤理事会・監査部にて牽制機能を図っております。 また、市場の急変動や不測の事態が発生した時は、市場動向・損失状況を速やかに担当役員に報告する体制を整備しております。
評価・計測	リスクの計測は、ギャップ分析を用い、金利リスクを算出し、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

●金利リスクの算定手法の概要

計測対象とした資産・負債
貸出金・有価証券・預け金・預金・借用金など金利・期間を有する資産・負債
・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期　1.25年
・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期　5年
・コア預金およびその前提　金融庁告示の保守的な前提の反映により考慮
・コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期　2.5年
・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提　考慮しておりません。
・複数の通貨の集計方法およびその前提　1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません。
・スプレットに関する前提　考慮しておりません。
・内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提　内部モデルは使用しておりません。

経営内容

資料編

リスク管理体制

── 定量的事項 ──

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.11をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- 金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和５年度		令和６年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク･アセット、所要自己資本の額合計	33,220	1,328	36,613	1,464
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,220	1,328	36,613	1,464
(i)ソブリン向け	46	1	42	1
(ii)金融機関向け	4,233	169	4,904	196
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			──	──
(iii)カバード・ボンド向け			──	──
(iv)法人等向け	17,673	706	6,969	278
(v)中小企業等・個人向け	3,958	158		
(vi)中堅中小企業等・個人向け			13,062	522
トランザクター向け			──	──
(vii)抵当権付住宅ローン	2,009	80		
(viii)不動産取得等事業向け	1,285	51		
(ix)不動産関連向け			6,539	261
自己居住用不動産等向け			4,175	167
賃貸用不動産向け			1,887	75
事業用不動産関連向け			476	19
その他不動産関連向け			──	──
ADC 向け			──	──
(x)劣後債権及びその他資本性証券等			1,376	55
(xi)三月以上延滞等	621	24		
(xii)延滞等向け			577	23
(xiii)自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			24	0
(xiv)出資等	1,176	47		
出資等のエクスポージャー	1,176	47		
重要な出資のエクスポージャー	──	──		
(xv)株式等			1,140	45
(xvi)重要な出資のエクスポージャー			──	──
(xvii)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	──	──	──	──
(xviii)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	567	22	567	22
(xix)その他	1,647	65	1,408	56
②証券化エクスポージャー	──	──	──	──
③リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	──	──	──	──
ルック・スルー方式	──	──	──	──
マンデート方式	──	──	──	──
蓋然性方式（250%）	──	──	──	──
蓋然性方式（400%）	──	──	──	──
フォールバック方式（1,250%）	──	──	──	──
④未決済取引			──	──
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	──	──	──	──
⑥CVA リスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	──	──	──	──
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	──	──	──	──
ロ．オペレーショナル･リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	1,874	74	1,644	65
BI			1,096	
BIC			131	
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	35,095	1,403	38,258	1,530

（注）
1．所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×４％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
5．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6．「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には出資等、取立未済手形が含まれます。
7．当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8．オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和５年度計数）。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9．当組合は、標準的計測手法かつ ILM を「１」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和６年度計数）。
10．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
製造業	6,551	6,877	1,953	1,982	4,609	4,910	—	—	1	—
農業、林業	216	204	216	207	—	—	—	—	—	—
漁業	14	12	14	12	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	6,281	6,429	6,263	6,373	—	—	—	—	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	2,051	2,043	41	33	2,010	2,009	—	—	—	—
情報通信業	1,638	1,614	126	101	1,511	1,512	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,259	3,214	769	725	2,500	2,501	—	—	—	—
卸売業、小売業	5,282	5,480	3,782	3,478	1,502	2,004	—	—	—	2
金融業、保険業	20,983	19,085	1,501	1,500	1,500	2,000	—	—	—	—
不動産業	4,606	4,222	700	795	3,905	3,426	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	443	573	863	983	—	—	—	—	509	505
飲食業	962	931	991	961	—	—	—	—	56	61
生活関連サービス業、娯楽業	94	93	155	155	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	87	81	87	81	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	640	1,025	640	1,025	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,619	2,718	2,429	2,653	1	1	—	—	159	165
その他の産業	175	200	175	200	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	11,302	12,459	5,607	5,762	5,695	6,696	—	—	—	—
個人	10,154	10,162	10,176	10,161	—	—	—	—	71	57
その他	1,777	2,157	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	**79,144**	**79,586**	**36,497**	**37,215**	**23,237**	**25,062**	—	—	**799**	**794**
1年以下	26,440	23,078	9,039	8,535	1,804	2,406	—	—		
1年超3年以下	13,166	13,419	9,343	9,818	3,607	3,508	—	—		
3年超5年以下	6,522	7,551	4,916	5,042	1,605	2,508	—	—		
5年超7年以下	4,506	4,369	3,798	3,763	708	605	—	—		
7年超10年以下	6,941	7,684	4,028	4,071	2,912	3,612	—	—		
10年超	15,988	15,902	4,588	4,702	11,399	11,199	—	—		
期間の定めのないもの	5,578	7,580	781	1,281	1,199	1,220	—	—		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	**79,144**	**79,586**	**36,497**	**37,215**	**23,237**	**25,062**	—	—		

（注）1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

経営内容

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
製造業	15	10	—	15	—	1	5	9	10	15	—	—
農業、林業	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	12	12	0	0	—	—	0	1	12	11	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11	10	—	1	—	—	0	—	10	12	—	—
卸売業、小売業	2	2	—	0	—	0	0	0	2	2	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門･技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	423	419	—	3	—	—	3	12	419	410	—	—
飲食業	29	28	0	1	—	—	0	0	28	29	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	60	61	0	0	—	—	—	—	61	62	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	28	25	—	3	1	—	1	—	25	29	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	24	22	—	0	—	3	1	0	22	17	—	—
合計	**607**	**594**	**1**	**30**	**1**	**6**	**12**	**25**	**594**	**593**	—	—

（注）１．当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
２．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和６年度					
現金	945	—	945	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,532	—	5,532	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,763	—	5,763	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	428	—	428	—	42	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,517	—	16,517	—	4,904	30
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	15,080	—	15,080	—	6,969	46
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	15,531	561	15,379	561	13,062	82
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	7,143	—	7,143	—	6,539	92
自己居住用不動産等向け	5,567	—	5,567	—	4,175	75
賃貸用不動産向け	1,258	—	1,258	—	1,887	150
事業用不動産関連向け	317	—	317	—	476	150
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,376	—	1,376	—	1,376	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	762	—	762	—	577	76
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	24	—	24	—	24	100
取立未済手形	3	—	3	—	0	20
信用保証協会等による保証付	5,892	—	5,892	—	454	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,140	—	1,140	—	1,140	100
合　　計	**70,379**	**561**	**75,990**	**561**	**35,093**	—

（注）１．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については記載しておりません。
２．「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
３．「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0 %	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和 6 年度															
現金	945	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,532	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,763	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	428	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	506	—	16,011	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	2,935	—	—	—	—	—	—	—	—	9,258	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	493	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	549	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,347	4,544	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	13,589	5,466	—	3,445	—	16,011	—	—	—	—	—	—	9,877	—	—	—

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和６年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	945
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,532
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,763
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	428
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,517
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	1,019	—	—	—	—	1,866	—	—	—	—	—	—	—	—	15,080
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	5,717	—	9,662	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,941
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	5,567	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,575	—	—	—	7,143
自己居住用不動産等向け	—	5,567	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,567
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,258	—	—	—	1,258
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	317	—	—	—	317
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	1,376	—	—	—	—	—	—	—	—	1,376
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—	—	179	—	—	—	762
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	24	—	—	—	—	—	—	—	—	24
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,892
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	1,140	—	—	—	—	—	—	—	—	1,140
合　計	—	12,303	—	9,662	—	—	4,440	—	—	—	—	1,755	—	—	—	76,552

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額	
	令和５年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	──	13,495
10%	──	4,697
20%	2,915	17,417
35%	──	5,741
50%	10,663	556
75%	──	5,878
100%	3,682	12,037
150%	──	201
250%	──	──
1,250%	──	──
その他	──	──
合　　計	17,262	60,025

（注）１．格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
２．エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
３．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（単位：百万円）

令和６年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	38,019	493	10	38,512
40%～70%	9,808	68	50	9,877
75%	12,395	──	──	12,303
80%	──	──	──	──
85%	9,722	──	──	9,662
90%～100%	4,440	──	──	4,440
105%～130%	──	──	──	──
150%	1,755	──	──	1,755
250%	──	──	──	──
400%	──	──	──	──
1,250%	──	──	──	──
その他	──	──	──	──
合　　計	76,142	561	──	76,552

（注）１．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については記載しておりません。
２．「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	176	151	──	──	──	──

（注）１．当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
２．上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

経営内容

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,171	1,171	1,129	1,129
非上場株式等	593	—	593	—
合計	1,764	1,171	1,722	1,129

（注）本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
評価損益	4	△ 57

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,426	2,652	105	75
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,128	2,331		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,426	2,652	105	75
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,772		6,718	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

証 券 業 務

公共債窓販実績

（単位：百万円）

項　　目	令和５年度	令和６年度
国　債　・　そ　の　他　公　共　債	15	36

そ の 他 業 務

内国為替取扱実績

（単位：百万円）

区　　分		令和５年度末		令和６年度末	
		件　数	金　額	件　数	金　額
送金・振込	他の金融機関向け	28,568	25,613	28,773	25,767
	他の金融機関から	60,510	29,811	59,779	30,537
代金取立	他の金融機関向け	9	9	3	6
	他の金融機関から	2	0	1	0

代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

区　　分	令和５年度末	令和６年度末
全国信用協同組合連合会	1	1
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	108	89
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	1	0
そ　の　他	—	—
合　　計	112	92

令和６年度末公庫･事業団等別貸出残高構成比

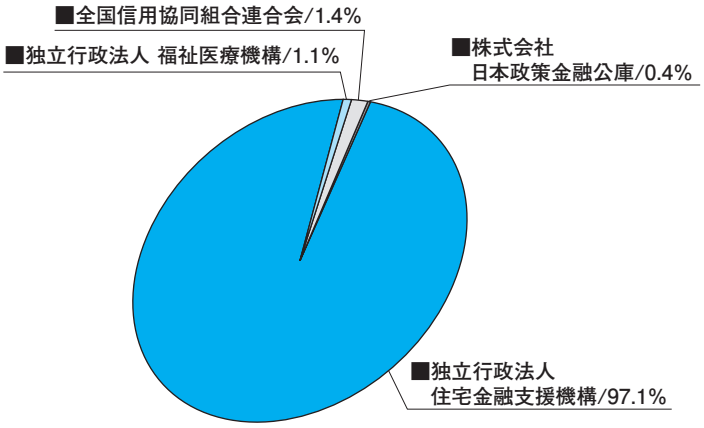

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預　金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸　付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 国債窓販業務

個人向け国債の募集の取り扱いを行っております。

H. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

I. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

J. 付帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け業務

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務

(ト) 保護預り業務

(チ) 独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）（含む独立行政法人福祉医療機構）の業務取扱

その他業務

手数料一覧

（令和７年３月31日現在）

種類				料金
振込	当組合本支店	自店宛	５万円未満	220円
			５万円以上	440円
		他店宛	５万円未満	330円
			５万円以上	550円
	他行	電信扱	５万円未満	600円
			５万円以上	770円
		文書扱	５万円未満	550円
			５万円以上	770円
ATM（カード）振込	当組合カード	自店宛	１件につき	110円
		他店宛	５万円未満	110円
			５万円以上	220円
		他金融機関	５万円未満	380円
			５万円以上	550円
	他金融機関カード	自店宛	５万円未満	220円
			５万円以上	440円
		他店宛	５万円未満	330円
			５万円以上	550円
		他金融機関	５万円未満	600円
			５万円以上	770円
送金	当組合本支店			440円
	他行	普通扱（送金小切手）		660円
		電信扱		880円
代金取立	電子交換取立			440円
	個別取立			1,100円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料			1,100円
窓口両替手数料	1 ～ 50枚			無料
	51 ～ 200枚			220円
	201 ～ 400枚			440円
	401 ～ 600枚			660円
	601 ～ 800枚			880円
	801 ～ 1,000枚			1,100円
	1,001枚以上			1,650円
	（500枚ごとに）			550円追加
大量硬貨入金手数料	1 ～ 500枚			無料
	501 ～ 1,000枚			330円
	1,001 ～ 2,000枚			660円
	2,001枚以上			990円
	（1,000枚ごとに）			330円追加

種類			料金
当座預金	小切手帳	１冊（50枚）	660円
	約束手形帳	１冊（50枚）	880円
	マル専口座取扱手数料	（割賦販売通知書１枚）	3,300円
	マル専手形	（１枚につき）	550円
自己宛小切手発行（依頼による場合だけ）		１枚	550円
通帳証書等再発行			1,100円
カード再発行			1,100円
証明書発行手数料	残高証明書	１通	550円
	融資証明書	１通	11,000円
さがにしビジネスローン「アシスト」事務手数料		１件	11,000円

CD･ATM手数料（払戻１回につき）	当組合カード	全国無料化提携信用組合発行カード	その他（セブン銀行を除く）
平日18時まで（土曜14時まで）	無料		110円
平日18時以降（土曜14時以降）	110円	220円	220円

（上記の手数料には消費税を含んでいます）

（注）１．窓口両替手数料の取扱枚数は、両替前、両替後のいずれか多い方の枚数とする。

２．大量硬貨入金手数料において、1日に複数回の取引の場合や伝票・振込依頼書等を複数に分けての取引の場合は合計枚数での手数料を徴求する。

３．大量硬貨入金手数料において、得意先係が店舗外で預かる場合も窓口と同様とする。

でんさいネット

（令和７年３月31日現在）

種類			料金 当組合あてのもの	料金 他金融機関あてのもの
当組合で代行処理するもの	基本料（月額）		無料	
	入金手数料（取立手数料）		無料	
	1か月分をまとめて翌月徴収	記録請求 発生記録（債務者請求方式）請求	330円	660円
		記録請求 発生記録（債権者請求方式）請求	330円	660円
		記録請求 譲渡記録請求	330円	660円
		記録請求 譲渡・分割記録請求	330円	660円
		記録請求 変更記録請求	330円	
		記録請求 保証記録請求	220円	
		記録請求 支払等記録請求	660円	
		通常開示請求（情報提供、記録事項）	550円	
		割引にともなう譲渡記録（分割含む）	330円	
	受付の都度徴収	でんさい割引買戻し請求依頼	1,430円	
		口座間送金決済中止依頼	1,430円	
でんさいセンターへ依頼するもの		特例開示請求	3,300円	
		支払不能情報照会請求	3,300円	
		支払不能処分調査請求	3,300円	
		残高証明書発行請求	4,400円	
		その他でんさいセンターへ書面を郵送し処理依頼するもの	1,430円	
記録請求に係る承諾・否認・取消			無料	

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和６年４月１日から令和７年３月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和７年７月15日

佐賀西信用組合
理事長　井上　英夫

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第５条の８第３項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、上記の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に基づき作成しております。

地域貢献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、佐賀県南西部の４市５町を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に地域の事業の発展や生活の質の向上に貢献することを、活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

融資を通じた地域貢献

(1)　貸出先数

個　人	2,145 先	10,162 百万円
事業者	555 先	3,481 百万円
法　人	435 先	17,790 百万円
地公体	13 先	5,763 百万円

(2)　地方自治体の制度融資

県制度融資	584 件	6,012 百万円
市・町育成資金	229 件	664 百万円
鹿島市	58 件	170 百万円
太良町	31 件	87 百万円
嬉野市	48 件	167 百万円
武雄市	28 件	83 百万円
伊万里市	11 件	43 百万円
白石町	41 件	92 百万円
有田町	12 件	19 百万円

(3)　当組合の融資商品の概要と実績

当組合では、お客様の資金ニーズにお応えするため、住宅ローン及びリフォームローン、教育ローン、オートローン、フリーローン、シンプルワイドローン、シルバーライフローン、ビジネスフリーローン、マイホーム優遇フリーローン、カードローン等を発売しております。

令和７年３月末日現在、3,231件、8,168百万円のご利用をいただいております。

住宅ローン	564 件	5,666 百万円
教育ローン	119 件	132 百万円
オートローン	347 件	484 百万円
フリーローン	692 件	717 百万円
シンプルワイドローン	465 件	650 百万円
シルバーライフローン	7 件	1 百万円
ビジネスフリーローン	166 件	216 百万円
マイホーム優遇フリーローン	19 件	41 百万円
カードローン	840 件	253 百万円

取引先への支援状況等

- 経営改善支援が必要と判断された事業先に対し、本部と営業店が一体となって、助言・指導の支援に取組んでいます。
- 事業再生支援先に対して、佐賀県中小企業活性化協議会指導のもと、当組合、佐賀県信用保証協会及び㈱日本政策金融公庫等と協調支援を行い、事業再生に取組んでいます。
- 創業・新事業支援のため商工会・商工会議所と連携を密にして取組んでおり、令和６年度は11先の支援を行いました。

地域・業域・職域サービスの充実

店舗・ATM 等の設置数

地域内に本店営業部を含め10店舗で営業、ATM 合計10台設置。

ATM・CD の提携

他金融機関（セブン銀行含む）との間に相互利用契約を結んでおり、他金融機関の ATM でもキャッシュカードでの引き出しができます。
なお、セブン銀行、ゆうちょ銀行の他、一部の提携金融機関の ATM では、入金も可能です。
セブン銀行の ATM では１年中利用できるようになりました。

通帳・カード等盗難・紛失時の24時間受付

電話番号　047-498-0151

苦情相談窓口の設置

お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談窓口」を本部（総務企画部）に設置し、相談・苦情等の受付体制を整備いたしております。

電話番号　0954-62-9966（総務企画部）
メールアドレス　saganisi@po.saganet.ne.jp
受付時間　平日　9：00から17：00

トピックス

- 令和６年11月25日、当組合本部及び本店営業部社屋を新築移転しました。

- 「むらさき友の会」日帰り旅行開催

　令和６年11月14日、「むらさき友の会」で日帰り旅行を実施し、門司・下関の旅を行いました。52名の参加者の皆様と唐戸市場や門司港レトロの散策を楽しみ充実した一日を過ごせました。

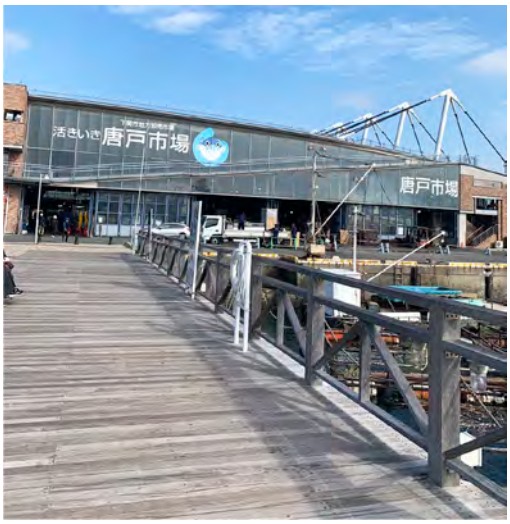

文化的・社会的貢献に関する活動

鹿島市誕生プレゼント

　鹿島市では平成30年１月１日から新生児に誕生プレゼントとして地元産のヒノキを使った木製フォトフレームを贈っており、当組合からは地域貢献の一環として製作費の全額を寄付しています。

　なお、令和６年１月～令和６年12月までは新生児167名にプレゼントされました。

地域行事への参加

　本店地区の鹿島おどりをはじめ、各地区の地域行事や夏祭りに参加しております。また、太良地区においては、「グラウンドゴルフ大会」や「ゲートボール大会」を主催し、地域のみなさまとのふれあいを大切にしております。

チャリティーゴルフ大会

　今年で52回目を迎えた鹿島市民チャリティーゴルフ大会は、当組合内に事務局を置き運営に携わっております。

　集まった浄財は、鹿島市体育協会や鹿島市社会福祉協議会等の地元協会・団体へ寄付しております。

ボランティアへの参加

　今年で14回目を迎えた「鹿島酒蔵ツーリズム」が令和７年３月22日と23日の２日間行われ、当組合からボランティアスタッフとして41名が参加しました。

献血活動への参加

　鹿島ライオンズクラブと武雄法人会主催の「献血活動」に積極的に参加しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

●経営改善支援等の取組み実績

（単位：先数、%）

期初債務者数（A）	うち経営改善支援取組み先（α）				経営改善支援取組み率（α／A）	ランクアップ率（β／α）	再生計画策定率（δ／α）
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数（β）	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先（γ）	αのうち再生計画を策定した先数（δ）			
263	30	0	29	30	11.3	0.0	100.0

（注）
1．本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2．期初債務者数は令和６年４月当初の債務者数です。
3．債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4．「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。
5．「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6．「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7．期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

- 当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業のお客様が、お取引先の業績不振による倒産・廃業による影響で、受注減少や売上減少等に陥ったり、住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産によりご返済が困難となった場合には、貸付条件の変更等のお申込みや経営改善支援のご相談に応じています。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 貸付条件の変更等に関するお申込みやご相談及び経営改善等に関する事案は融資管理部が集約し、適否の審査や経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談、経営指導、及び経営改善支援に努めています。

中小企業の新規融資及び経営支援に関する取組み状況

●地域に根ざした金融機関として中小企業を中心に必要な資金を提供し、地域経済を活性化する役割を念頭に目利き力やコンサルティング機能の発揮による新規融資、経営改善支援に取組んでいます。

●創業・新規事業開拓の支援
- 令和６年度は美容業１先、飲食業６先、サービス業３先、不動産業１先の合計11先について創業支援に取組みました。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援
(1) 事業再生支援の取組み
- 令和６年度は中小企業活性化協議会等との連携により、６先の事業再生に取組みました。

(2) 経営改善支援の取組み
- 令和６年度は当組合が独自に選定した30先について、ランクアップを目指した経営改善支援に取組みました。

(3) 保証協会との連携による取組み
- 令和６年度は保証協会の専門家派遣事業に15先に取組み、経営実態の把握と助言・指導に努めました。

経営者保証に関する取組み方針

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

借入の申込み時や保証債務整理の相談を受けた際に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について検証し、経営改善支援を行っています。
- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- 法人のみの資産、収益力で借入金返済が可能と判断し得る
- 法人から適時適切に財務情報が提供されている　など

また、既存の保証契約の見直しの申し出があった場合においても同様に対応しています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和５年度	令和６年度
新規に無保証で融資した件数	263 件	337 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.61 %	34.28 %
保証契約を解除した件数	22 件	24 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件	0 件

地域の活性化に関する取組み状況

- 中小企業診断協会の支援制度研究会に参加し、各種支援事業の勉強会と情報交換会を行っています。
- 平成24年12月に経営革新等支援機関の認定を受け、各種ビジネスモデルや支援事業について情報を収集しており、地域に貢献できるよう体制づくりに努めています。

●取引先への支援状況

- 本部と営業店が一体となって、佐賀県中小企業活性化協議会、佐賀県信用保証協会、中小企業診断協会、及び商工会・商工会議所等と連携して、事業再生支援、経営改善支援、及び創業・新規事業支援等に取組んでいます。
- 経営革新等支援機関として、外部専門機関、及び外部専門家との連携を強化し経営改善支援等に取組んでいます。

●金融仲介機能のベンチマークに関する開示

■取引先企業の経営改善や成長力の強化

- 共通ベンチマーク１

金融機関がメインバンク（融資残高１位）として取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び、同先に対する融資額の推移（先数グループベース）

〈令和６年３月31日現在：比較対象期間　直近決算⇔前期決算〉

メイン先数	410 先
うち経営指標や就労者数が改善した先	219 先

メイン先の融資残高	187 億円
メイン先で経営指標や就労者数が改善した先の融資残高	83 億円

定義

メイン先数：当組合の融資残高が最も多い先数

経営指標の改善：① 売上高、② 営業利益率の両方が改善した先をカウント

■取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

- 共通ベンチマーク２

金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善の進捗状況（先数グループベース）

〈令和６年３月31日現在〉

中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
	69 先	4 先	13 先	52 先

定義

好調先：計画比120％以上

順調先：計画比80％以上～120％未満

不調先：計画比80％未満

- 共通ベンチマーク３

金融機関が関与した創業、第二創業の件数（先数グループベース）

〈令和５年４月～令和６年３月までの１年間の実績〉

当組合が関与した創業件数	6 先
当組合が関与した第二創業件数	0 先

定義

創　　業：① 計画の策定支援、② 融資、③ 政府系機関や支援機関への紹介、④ ベンチャー企業への助成、融資、投資等

第二創業：① 後継者等が新規事業開始、② 譲渡（継承）し新規事業開始、③ 事業再生で業種を変更し再建等

- 共通ベンチマーク４

ライフステージ別の与信先数、及び、融資額（先数単体ベース）

〈令和６年３月31日現在〉

	合計	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	550 先	9 先	53 先	376 先	43 先	69 先
ライフステージ別の融資残高	187 億円	1 億円	18 億円	134 億円	10 億円	24 億円

定義

創業期：過去５期の内創業、第二創業している先

○成長期、安定期、低迷期は売上高平均で直近２期と過去５期で対比

成長期：120％超

安定期：80％以上～120％未満

低迷期：80％未満

再生期：貸付条件の変更先

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

店名	住所	電話	ATM
本部	〒849-1311　佐賀県鹿島市大字高津原3770番地１	0954-62-9966	
本店営業部	〒849-1311　佐賀県鹿島市大字高津原3770番地１	0954-63-2411	２台
太良支店	〒849-1602　佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地１	0954-67-0062	１台
塩田支店	〒849-1411　佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲740番地１	0954-66-2028	１台
嬉野支店	〒843-0301　佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地	0954-43-2133	１台
大浦支店	〒849-1612　佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁463番地	0954-68-2316	１台
武雄支店	〒843-0023　佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地７	0954-23-4128	１台
伊万里支店	〒848-0031　佐賀県伊万里市二里町八谷搦1121番地１	0955-23-6538	１台
有明支店	〒849-1112　佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地２	0952-84-3721	１台
白石支店	〒849-1112　佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地２	0952-84-3721	１台
有田支店	〒843-0023　佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地７	0954-23-4128	

地区一覧

鹿島市　武雄市　伊万里市
嬉野市　太良町　白石町
大町町　江北町（大字惣領分を除く）
有田町
ただし、佐賀県の外郭団体は
佐賀県一円

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、＊印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ……2

【概況・組織】
1.事業方針……3
2.事業の組織＊……2
3.役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）＊……2
4.会計監査人の名称＊……2
5.店舗一覧（事務所の名称・所在地）＊……36
6.自動機器設置状況……36
7.地区一覧……36
8.組合員数……12
9.子会社の状況……取扱いなし

【主要事業内容】
10.主要な事業の内容＊……30
11.信用組合の代理業者＊……取扱いなし

【業務に関する事項】
12.事業の概況＊……3
13.経常収益＊……12
14.業務純益等＊……9
15.経常利益＊……12
16.当期純利益＊……12
17.出資総額、出資総口数＊……12
18.純資産額＊……12
19.総資産額＊……12
20.預金積金残高＊……12
21.貸出金残高＊……12
22.有価証券残高＊……12
23.単体自己資本比率＊……12
24.出資配当金＊……12
25.職員数＊……12

【主要業務に関する指標】
26.業務粗利益及び業務粗利益率＊……9
27.資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支＊……9
28.資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘＊……10
29.受取利息、支払利息の増減＊……10
30.役務取引の状況……10
31.その他業務収益の内訳……14
32.経費の内訳……10
33.総資産経常利益率＊……10
34.総資産当期純利益率＊……10

【預金に関する指標】
35.預金種目別平均残高＊……14
36.預金者別預金残高……14
37.財形貯蓄残高……取扱いなし
38.職員１人当り預金残高……12
39.１店舗当り預金残高……12
40.定期預金種類別残高＊……14

【貸出金等に関する指標】
41.貸出金種類別平均残高＊……15
42.担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額＊……15
43.貸出金金利区分別残高＊……15
44.貸出金使途別残高＊……16
45.貸出金業種別残高・構成比＊……16
46.預貸率（期末・期中平均）＊……12
47.消費者ローン・住宅ローン残高……15
48.代理貸付残高の内訳……30
49.職員１人当り貸出金残高……12
50.１店舗当り貸出金残高……12

【有価証券に関する指標】
51.商品有価証券の種類別平均残高＊……取扱いなし
52.有価証券の種類別平均残高＊……15
53.有価証券種類別残存期間別残高＊……15
54.預証率（期末・期中平均）＊……12

【経営管理体制に関する事項】
55.法令等遵守態勢＊……5
56.反社会的勢力に対する取組み……5
57.利益相反管理方針……5
58.苦情処理措置及び紛争解決措置の内容＊……19
59.リスク管理体制＊……20.21.22
資料編……22－29

【財産の状況】
60.貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書＊……6.7.8.9
61.協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況＊・17
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(2) 危険債権
(3) 三月以上延滞債権
(4) 貸出条件緩和債権
(5) 正常債権
62.自己資本の構成に関する事項（自己資本比率明細）＊…11.12
63.有価証券、金銭の信託等の評価＊……13.14
64.外貨建資産残高……取扱いなし
65.オフバランス取引の状況……取扱いなし
66.先物取引の時価情報……取扱いなし
67.オプション取引の時価情報……取扱いなし
68.貸倒引当金（期末残高・期中増減額）＊……15
69.貸出金償却の額＊……15
70.財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について……32
71.会計監査人による監査＊……32

【その他の業務】
72.内国為替取扱実績……30
73.公共債窓販実績……30
74.手数料一覧……31

【その他】
75.トピックス……33
76.沿革・歩み……2
77.総代会について……4
78.個人情報保護宣言……18
79.報酬体系について……18

【地域貢献に関する事項】
80.地域に貢献する信用組合の経営姿勢……32
81.融資を通じた地域貢献……32
82.取引先への支援状況等……32
83.地域・業域・職域サービスの充実……32
84.文化的・社会的貢献に関する活動……33
85.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況…34.35
86.「経営者保証に関するガイドライン」への対応について＊＊……35
87.経営者保証に関する取組み方針＊＊……34
88.金融仲介機能のベンチマークに関する開示＊……35

佐賀西信用組合
〒849-1311　佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1
TEL：0954-63-2411　FAX：0954-62-9967
URL：http://www.saganishi.shinkumi.jp/